



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 12, 2021 年 6 月～7 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2021年6月～7月）

内容

A: NY 州当局、気候関連情報の開示にかかる見解を表明（6月14日）	3
B: EIOPA、AI ガバナンス原則を公表（6月17日）	3
C: 英 FCA、気候関連の開示規則案を公表（6月22日）	4
D: IAIS、監督カレッジに関するアプリケーション・ペーパー案を公表（6月23日）	5
E: 星 MAS、リスク管理における取締役会等の役割にかかる指針を公表（6月28日）	6
F: NY 州当局、ランサムウェアの予防に関するガイダンスを発出（6月30日）	7
G: EIOPA、金融安定レポートを公表（7月6日）	9
H: 英当局、ダイバーシティとインクルージョンにかかる市中協議を開始（7月7日）	10
I: FSB、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議にレターを発出（7月7日）	11
J: FSB、気候関連のロードマップを公表（7月7日）	12
K: FSB、気候関連情報の開示に関する報告書を公表（7月7日）	13
L: EIOPA、気候変動の観点からの損保の引受にかかるレポートを公表（7月8日）	14
M: 英 PRA、ソルベンシーII の報告規制の改正案を公表（7月8日）	15
N: EIOPA、保険会社による再保険の利用に関する意見を表明（7月12日）	16

A: NY 州当局、気候関連情報の開示にかかる見解を表明（6月14日）

- ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、米国証券取引委員会（SEC）が2021年3月に市中からのインプットを求めて公表した気候変動関連情報の開示にかかる質問に対し、以下のようなコメントを提出した。
 - 開示は、信頼でき、バランスがとれており、理解可能であり、時間の経過にかかわらず一貫したものであり、セクター内の他社と比較可能であり、かつ、タイムリーに提供されるものであるべき。
 - 気候リスクにかかる方針、手続き、内部統制および管理情報システムを含む、気候関連事項のコーポレート・ガバナンスや取締役会の監督にかかる情報が開示されるべき。
 - 投資家や与信者などのステークホルダーが将来のパフォーマンスについてより良く理解できるよう、気候変動が金融機関の事業戦略やパフォーマンスに与える影響（リスクと機会の両方）が開示されるべき。
 - 金融機関が気候関連リスクをどのように特定し、評価し、モニターし、管理しているかにかかる情報が開示されるべき。それには、リスクの特定および評価、リスクの重要度の決定のためのプロセス、ならびに、気候関連のリスクが既存のリスク管理の枠組みにどのように組み込まれているかにかかる情報を含む。
 - 各金融機関の気候リスクへのエクスポージャー等に応じたプロポーショナルなアプローチを採用すべき。
 - 既にレポート規制に服している金融機関について、過度なレポート規制を回避し、また、規制上の負担やコンプライアンスのコストを軽減するため、バランスをとることが重要である。
 - 気候関連情報の開示について、SECは、DFSを含む関係する当局と協働すべき。

インプリケーション：DFSの見解はバランスのとれたものであると評価できる。保険監督当局の立場から、市場監視規制当局による過度な規制を牽制している点は言及に値する。

（出所）DFS ‘SUPERINTENDENT LACEWELL CALLS FOR DISCLOSURE OF CLIMATE-RELATED FINANCIAL RISKS BY PUBLICLY TRADED COMPANIES’

B: EIOPA、AI ガバナンス原則を公表（6月17日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、「AIガバナンス原則：欧州の保険セクターにおける倫理的で信頼できるAIに向けて」と題する報告書を公表した。同原則の概要は以下のとおり。

プロポーシオナリティ原則	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、個々のAIのユース・ケースに必要なガバナンスの施策を決定するため、AIのユース・ケースの影響度評価を行うべき。 • 影響度評価とガバナンスの施策は、個々のAIのユース・ケースが消費者や保険会社に与える潜在的な影響と比例したものであるべき。
公正さと無差別の原則	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、AIの利用において、公正さと無差別の原則を遵守すべき。 • 保険会社は、関係するすべてのステークホルダーの利益のバランスを図りながら、AIシステムの成果を考慮すべき。また、保険会社は、金融包摂を勧奨するとともに、現状の格差を拡大することのない方法を検討すべき。 • 保険会社は、説明可能なアルゴリズムを使用するなど、データやAIから生じるバイアスを監

	<p>視し、また、低減するために相応の努力をすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、公正さに対するアプローチを定め、また、公正さと無差別を確保するために講じた施策の記録を保持すべき。
透明性と説明可能性の原則	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、特に、影響度が高いAIのユース・ケースにおいては、説明可能なAIのモデルを利用するよう努力すべき。説明は、意思決定に資するよう、有意で簡易であるべき。 保険会社は、AIのモデルにおいて利用されているデータを消費者に明確に説明し、また、消費者が、AIが関与していることやAIの限界に気付くことができるようにすべき。
人による監視の原則	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、AIシステムのライフ・サイクルを通して、人による適切な水準の監視のシステムを構築すべき。 保険会社は、AIのプロセスに関与する者の役割と責任を明確にすべき。
記録管理のデータ・ガバナンスの原則	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、AIシステムで利用されているデータが正確で、完全で、適切であることを確保するとともに、データ・ソースに関わらず、同じデータ・ガバナンスの基準を適用すべき。 保険会社は、追跡可能性と監査可能性を確保するため、データ管理プロセスやモデル化のメソドロジーの適切な記録を保持すべき。
頑健性とパフォーマンスの原則	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社は、頑健なAIシステムを利用すべき。AIシステムのパフォーマンスは、継続的に評価され、モニターされるべき。

インプリケーション： 同報告書は、保険のバリュー・チェーンにおいてAIの利用が進んでおり、保険セクターにおけるデジタル倫理を確保することの重要性を指摘している。AIやデータの活用によるデジタルライゼーションが進展する中、AIガバナンスは、金融監督上もその重要性がさらに高まるものと考えられる。なお、全米保険監督官協会（NAIC）は2020年8月、AIに関する基本原則を策定している¹ほか、日本でも、経済産業省が、「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.1」と題する報告書を公表したところ。

（出所）EIOPA ‘EIOPA publishes report on artificial intelligence governance principles’

C: 英 FCA、気候関連の開示規則案を公表（6月22日）

- 英国金融行為規制機構（FCA）は、9月10日を期限として、①スタンダード上場会社、②アセット・マネジャーおよび保険会社などのアセット・オーナー、それぞれに対する気候関連の開示規則案を市中協議に付した。アセット・マネジャーおよびアセット・オーナーに対する規則案の主な内容は以下のとおり。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 本規則案は、TCFD提言と整合的な、気候関連の財務情報の開示にかかる規則とガイダンスを提案するもの。①エンティティ・レベル、②商品もしくはポートフォリオ・レベル、の2つのレベルでの開示にかかる要件を提示。
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> アセット・マネジャー、および、アセット・オーナー（ユニットリンクや有配当など、保険ベースの投資商品や確定拠出型の年金商品を提供する生命保険会社、および、FCAの監督下にある年金提供者）。ただし、運用資産（AuM）が50億ポンド（約7,600億円）に満た

¹ 「保険セクターの国際的な規制動向（Vol. 2, 2020年8月～9月）」記事Cを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202009_ins_regulation.pdf

	ない者を除く。140のASET・マネジャーと34のASET・オーナーが対象に含まれる見込み。
施行時期	<ul style="list-style-type: none"> 以下の2段階に分けて施行することを予定している。 ① 大規模会社（AuMが500億ポンド以上のASET・マネジャーおよび250億ポンド以上のASET・オーナー）：2022年1月に施行。最初の開示は2023年6月末までに行う。 ② その他の会社：2023年1月に施行。最初の開示は2024年6月末までに行う。
エンティティ・レベルの開示要件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象会社は、TCFD提言に沿った年次レポート（TCFDエンティティ・レポート）を開示する。その目的は、クライアントや消費者に対し、気候関連のリスクと機会に対する適用対象会社のアプローチを理解するための情報を提供すること。 適用対象会社は、開示内容がFCAの規則を満たしていることを宣言し、役員が署名する。TCFDエンティティ・レポートは、自社の関連する他の開示資料やグループの開示資料を参照することも可能であるが、その場合、参照する理由や開示内容のクライアントへの関連性などを説明する必要がある。 TCFDエンティティ・レポートにおいて開示が求められる事項は、①ガバナンス、戦略およびリスク管理、②シナリオ分析、③測定指標、など。
商品もしくはポートフォリオ・レベルの開示要件の概要	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象会社に、提供する商品やポートフォリオ管理サービスについて年次の開示を求めるもの。その目的は、クライアントや消費者に、経済的なエクスポージャーを有する資産に関する信頼できる情報を提供すること。 適用対象会社には、年次の定期開示に加え、年に1度、クライアントの要請に基づく開示を行うことも求められる。 開示が求められる基礎指標には、GHG排出量（スコープ3は、2024年6月末までに開示）、カーボン・フットプリント、加重平均炭素強度（WACI）などが含まれる。ベスト・エフォート・ベースでの開示が求められる追加的な指標には、Climate VaR、Implied Temperature Riseなどの指標が含まれる。また、シナリオ分析の定性および定量的な結果の開示も求められる。

インプリケーション：英国では、気候関連情報の開示の義務化に向けた規制の整備が進展している。本規則案について特筆すべきと考えられる点は、①TCFD提言と統合的な開示の枠組みを提案していること、②エンティティ・レベルと商品もしくはポートフォリオ・レベルの2つのレベルでの開示を求めていること、③グループ内会社については、親会社等の開示を参照することを許容していること、④スコープ3のGHGの開示を求めていること、の4つ。本規制案がグローバルなベンチマークとなることも十分に考えられ、したがって、日本の保険会社も気候関連情報の開示の充実に向けた取組みを進めることが肝要である。

（出所）FCA ‘CP21/17: Enhancing climate-related disclosures by asset managers, life insurers and FCA-regulated pension providers’

D: IAIS、監督カレッジに関するアプリケーション・ペーパー案を公表（6月23日）

- 保険監督者国際機構（IAIS）は、8月24日を期限として、監督カレッジに関するアプリケーション・ペーパー案を市中協議に付した。同市中協議文書における監督カレッジの機能と活動にかかる記述のうち、特に日本に関係すると考えられるものは以下のとおり。

- 監督カレッジは、グループ監督者とその他の関係する監督者の間における協力を促進し、また、グループ・ベースの監督プロセスの一部として、重要な機能や活動を提供する。
- 監督カレッジは、監督上の協力と調整のための恒久的なプラットフォームである。監督カレッジは、関係する監督者が会する監督カレッジ会合とは区別される必要がある。
- グループ監督者は、監督カレッジの活動のプランニング・サイクルを定める。そのプロセスは、一般的に、ワークプランのドラフトに始まり、監督カレッジの活動の評価で終わる。そのプロセスには、監督カレッジ会合のほか、定期的な対話や情報交換なども含まれる。
- グループ監督者は、他の監督者から提供を受けたグループ内の個社に関する情報を、グループのリスク評価の材料の一つとして利用する。リスク評価は、個社、およびグループ・レベルで、定期的に行われる。リスク評価には、多くの量的および定性的なデータが用いられる。グループ監督者およびその他の関係する監督者は、評価の指標などについて合意する。
- IAIGsのグループ監督について、グループ監督者は、グループのリスク評価を含む、自らが行った監督上のレビューの結果を監督カレッジのメンバー、および必要に応じて、IAIGsに伝える。

インプリケーション：監督カレッジという「枠組み」を通じて、クロスボーダーで活動する保険グループが効果的に監督されることが期待される。

(出所) IAIS ‘Public Consultation on draft revised Application Paper on Supervisory Colleges’

E: 星 MAS、リスク管理における取締役会等の役割にかかる指針を公表（6月28日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、金融機関の取締役会と上級管理職（senior management）のリスク管理におけるコーポレート・ガバナンス上の役割にかかるガイドラインを公表した。同ガイドラインは、原則すべての金融機関に適用される。主な内容は以下のとおり。

リスク・カルチャーと リスク・アパタイト	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、①トップの姿勢（tone from the top）を示し、組織全体に適切なリスク・カルチャーを浸透させ、②リスク・アパタイトの枠組みを承認し、③少なくとも年に1度、自社のリスク・プロフィールやリスク許容度、リスク戦略をレビューすべき。
リスク管理態勢	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会は、上級管理職がリスクを定期的に特定し、測定し、評価し、モニタリングし、報告し、コントロールもしくは低減するためのリスク管理体制を構築することを確保すべき。リスク量を計測するためにモデルが使用される場合、取締役会と上級管理職は、独立した第三者によってモデルが定期的に検証・テストされることを確保するとともに、モデルの限界や不確実性、モデルの使用に内在するリスクを理解すべき。 • 取締役会は、CROの報酬や辞任、解雇を承認し、また、辞任や解雇を公表すべき。金融機関は、CROの解雇や辞任の理由をMASと協議すべき。
資本と流動性の 十分性	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関の活動における重要な変更を取締役会や上級管理職に報告する枠組みが存在すべき。 • 取締役会と上級管理職は、受領するリスク管理情報の意味と限界を定期的にレビューし、理解すべき。

リスク管理の枠組みの定期的なレビュー	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、リスク・ガバナンスの枠組みの設計と有効性について、独立した評価を定期的に得るべき。 取締役会は、少なくとも年 1 回、リスク管理と内部統制の態勢の適切性と有効性をレビューすべき。 上級管理職は、定期的に、方針や規定、リスク管理のプロセスの妥当性をレビューすべき。このレビューには、リスク量の計測やリミット管理に用いられるメソッドロジーやモデル、前提条件のほか、パフォーマンスや資本水準、内部統制のプロセスを含むべき。
ストレス・テスト	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および上級管理職は、ストレス・テスト・プログラムの策定やレビューに積極的に関与すべき。 ストレス・テストの結果は、意思決定、リスク管理のプロセス、ならびに、資本および流動性の充分性の評価に組み込まれるべき。
事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> 上級管理職は、危機時における事業の継続性に対処するための適切なコンティンジェンシー・プランが準備されていることを確保すべき。

インプリケーション：本ガイドラインのポイントは、資本のみならず流動性の充分性やストレス・テストにかかる取締役会および上級管理職の役割を明確にしている点であると考えられる。シンガポールに進出している日本の保険会社は、ローカルとグループのリスク管理の関係を一層明確にすることも必要になるものと思料される。なお、MASは2021年2月、流動性リスク管理等の高度化にかかる規制案を市中協議に付していた²。

(出所) MAS ‘Guidelines on Risk Management Practices – Board and Senior Management’

F: NY 州当局、ランサムウェアの予防に関するガイダンスを発出（6月30日）

- ニューヨーク州金融サービス局（DFS）は、ランサムウェア攻撃の予防に関する新たなガイダンスを発出した。主な内容は以下のとおり。
 - ランサムウェアのコストは、サイバー保険市場を揺るがしている。サイバー保険のロス・レシオは、ランサムウェアを主因として、2015～2019年の平均42%から2020年には73%に上昇した。コストの増加は、保険料や補償範囲にも影響を及ぼしているほか、保険会社に対してより精緻なリスク評価とプライシングを要求している。
 - DFSの監督下にある金融機関について、2020年1月から2021年5月にかけて74件のランサムウェア攻撃が報告されている。うち17社が身代金を支払った。DFSは、また、金融機関の外部委託先におけるサイバー・セキュリティ・イベントについても多くの報告を受けている。
 - DFSは、FBIと同様に、身代金を支払わないことを推奨している。ランサムウェア攻撃で使われる技術は限定的であり、本ガイダンスに則って対策を講じることで、ランサムウェア攻撃のリスクを大きく低減することができる。
 - 金融機関は、ランサムウェア攻撃を受けた場合、速やかに、遅くとも72時間以内にDFSに報告する。特権アカウントがハッカーにアクセスされた場合も同様。なお、DFSは、サイバー・セキュリティ規制を改正することも検討している。
 - ランサムウェアの予防：金融機関は以下の統制を導入することが期待される。

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 8, 2021年2月～3月）」記事Dを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202103_ins_regulation.pdf

メールのフィルタリングとアンチ・フィッシング訓練	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、フィッシング訓練を定期的に行い、職員が偽メールの添付ファイルやリンクをクリックするかどうかをテストし、また、必要に応じて、補習訓練を行う。
脆弱性とパッチの管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、自社のインフラストラクチャー内のすべての企業資産にかかる脆弱性を特定し、評価し、追跡し、修正するための文書化されたプログラムを有する。同プログラムには、定期的な侵入テストを含む。脆弱性の管理には、セキュリティ・パッチやアップデートのタイムリーな適用を含む。
多要素認証（MFA）	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークや外部に接続しているすべての企業および外部委託先のアプリケーションへのリモート・アクセスには多要素認証（MFA）が求められる。また、特権アカウントへのログインにもMFAが求められる。
RDP接続	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、原則、RDP（リモート・デスクトップ・プロトコル）接続ができないようにする。
パスワード管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、強固でユニークなパスワードが使われることを確保する。
モニタリングと対応	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、システムへの侵入者をモニターし、また、疑わしい活動にかかるアラートに対応する方法を有する。金融機関は、異常な活動をモニターするEDR（Endpoint Detection and Response）ソリューションを導入する。
テストされ分離されたバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ランサムウェア攻撃を受けた際に回復できる、包括的で、分離されたバックアップを維持する。少なくとも1セットのバックアップは、ネットワークから分離する。実際にバックアップから重要なシステムを回復することにより、定期的にバックアップをテストする。
インシデント対応計画	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、ランサムウェア攻撃を明示的に取り扱う、テストされたインシデント対応計画を有する。計画のテストには経営陣を巻き込む。

インプリケーション：ニューヨーク州金融サービス局は、例えば、サイバー保険の引受にかかるガイダンスを発出し（2021年2月）³、また、すべての被規制金融機関に対してサイバー・セキュリティ不正にかかる警告を発出（同）⁴するなど、サイバー・セキュリティにかかる取組みを進めている。また、米国会計検査院（GAO）は、サイバー保険に関するレポートを公表し（2021年5月）⁵、サイバー・リスクに対する理解が十分でない可能性が高いと警告している。欧州保険・年金監督局（EIOPA）も指摘しているように（記事Gを参照。）、リモート・ワークの進展に伴い、サイバー攻撃の機会が拡大していると考えられることも勘案すると、日本の保険会社においてもサイバー・リスクを適切に評価し、管理することが、より一層重要になってくるものと考えられる。

（出所）DFS ‘Superintendent Lacewell Announces DFS Issues New Guidance on Ransomware Prevention’

³ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 7, 2021年1月～2月）」記事Jを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202102_ins_regulation.pdf

⁴ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 8, 2021年2月～3月）」記事Aを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202103_ins_regulation.pdf

⁵ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 11, 2021年5月～6月）」記事Eを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf

G: EIOPA、金融安定レポートを公表（7月6日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）が公表した「金融安定レポート」の主な内容は以下のとおり。

業績	<ul style="list-style-type: none"> 2020年の保険会社の収益は悪化した。パンデミックによる不確実性は、引き続き、保険会社の収益にとって課題となり得る。 生保の保険料収入は減少したものの、損保のそれは増加した。生保の保険料収入の減少は、将来の収益性や流動性に影響を与え得る。また、生保の解約・失効率は上昇が続いた。その背景には、経済の停滞やそれによる所得の減少などがあると考えられる。 再保険セクターは予期せぬ不確実性にさらされた年であった。今後、自然災害の頻度や甚大性の高まりは、予想される再保険カバーの縮小と相まって、EUのマーケットに負の影響を与え、ひいては、保険のプロテクション・ギャップにも影響すると考えられる。
健全性および流動性	<ul style="list-style-type: none"> 損保のソルベンシー・ポジションは良化した。他方で、生保のそれは、2020年後半にかけてやや回復したものの、年間を通じては悪化し、今後さらに悪くなる可能性もある。 保険会社の流動性資産比率はやや悪化したものの、流動性余力に与える影響は限定的であった。保険会社の投資ポートフォリオについては、社債から国債へ、上場株式から非上場株式へ、といったシフトが見られた。 生保におけるユニットリンク商品のシェアは、2017～2018年を上回る水準（33%）にまで高まった。保険会社は、ユニットリンク商品について資産運用のリスクを負わないことが一般的であるが、ストレス時には保険会社の流動性リスクが高まることも考えられる。
新たなリスク	<ul style="list-style-type: none"> 気候リスクは、保険セクターが注目する事項の一つ。ESGの要素は、保険会社や年金基金の投資意思決定に大きく寄与しているのみならず、保険引受にも影響を与えている。2020年の自然災害による損害は、前年と比べると極めて高く、異常な気象イベントは、損保にプレッシャーを与え続けている。保険は、気候リスクに関連する財務上の損失を吸収するためのリスク移転メカニズムとして利用され得ることから、プロテクション・ギャップを埋める上で重要な役割を果たす。また、保険会社は、長期投資家として、例えば、グリーン資産への投資などを通じて、低炭素経済への移行に貢献し得る。 サイバー攻撃は増加傾向にあり、金融セクターはそのターゲットの一つとなっている。Covid-19を受けたリモート・ワークの進展は、サイバー攻撃の機会を増大させている。監督当局は、今後も、デジタルイノベーションに関連するリスクの重要性が高まると予想している。他方で、サイバー・セキュリティ・リスクの高まりは、サイバー保険に対する需要を高め得る。EIOPAは、現在、サイバーについてオペレーショナル・レジリエンスの観点から検討を行っており、その中では、事業継続、リモート・ワークとサイバー攻撃の関係、リモート・ワークの恒常化への対応などについて議論している。 保険・年金セクターと銀行セクターとの相互関連性は、主要なリスク伝播チャネルの一つであると考え得る。Covid-19に対応するために導入された財政施策が終了した後、銀行の不良債権は増加すると見込まれ、したがって、保険会社の銀行に対するエクスポージャーについては検討の余地がある。

インプリケーション：①サイバー・セキュリティ・リスクについて、オペレーショナル・レジリエンスの観点から検討を進めていること、②銀行に対するエクスポージャーにかかる潜在的な懸念を示唆していること、③生保におけるユニットリンク商品のシェアの高まりと潜在的な流動性リスクに言及していること、の3つが特に注目に値する点であると考えられる。

(出所) EIOPA ‘EIOPA reports on key financial stability risks in the European insurance and pension sectors’

H: 英当局、ダイバーシティとインクルージョンにかかる市中協議を開始（7月7日）

- 英国イングランド銀行（BoE）、健全性監督機構（PRA）、金融行為規制機構（FCA）は、9月30日を期限として、「金融セクターにおけるダイバーシティとインクルージョン：変化を促すために協力」と題するディスカッション・ペーパー（DP）を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

定義	<ul style="list-style-type: none"> 「ダイバーシティ」とは意見（thought）の多様性のことで、意見の多様性とは、グループのメンバー間における広範で異なるスタイルの意見を持ち寄ることである。異なる視点、能力、知識、考え方、情報スタイル、人口学的特性などがそれを可能とする。 「インクルージョン」とは、すべての者が関与し、評価され、敬意を払われ、公平に扱われていると感じることであり、「疎外され得る者に対して機会やリソースへの平等なアクセスを提供する実務やポリシー」と定義できる。「心理的な安全」というカルチャーは、インクルージョンを醸成するために重要である。
目的と期待	<ul style="list-style-type: none"> 本DPの意図は、ダイバーシティとインクルージョンに関する監督当局の期待を明確にし、より高い基準を設定する方法について業界と議論を始めること。 金融機関には、①方針やガバナンス、説明責任、報酬、ディスクロージャーの改善を通じて、ダイバーシティとインクルージョンを進展させ、それらを金融機関のカルチャーに根付かせること、②リテール顧客の多様なニーズを理解し、それを商品やサービスの設計や提供、顧客とのコミュニケーションにおいて勘案すること、が期待される。
政策上の対応	<ul style="list-style-type: none"> 考え得る政策上の対応には、①取締役会や経営陣の役割の明確化（ダイバーシティやインクルージョンにかかる戦略の策定、進捗状況の確認、報酬制度との連動など）、②全社的な方針の策定やその実践（ターゲットの設定やトレーニングの実施、顧客のニーズを満たす商品やサービスの提供、進捗状況の開示、監査など）、③規制上の対応（適格性の確認、ダイバーシティやインクルージョンの監督への取込みなど）、などが含まれる。
当局への報告	<ul style="list-style-type: none"> ダイバーシティとインクルージョンは監督当局にとって優先事項であり、金融機関に対して、従業員に関する定期報告を義務付けることを検討している。金融機関には、ダイバーシティとインクルージョンをモニタリングできる指標を策定することが期待される。 監督当局への報告内容は、「保護された特徴」（年齢、障害、性別転換、婚姻とパートナーシップ、妊娠と出産、人種、宗教、性別、性的指向）と社会経済的なバックグラウンドなどを想定している。取締役会や経営会議のメンバー構成、取締役や経営陣、従業員のデモグラフィックなダイバーシティ、ダイバーシティにかかるターゲットと進捗、デモグラフィックなダイバーシティやインクルージョンのプラクティスに関するハイレベルな全社的なデータなどを収集することが第一段階の目的。

	<ul style="list-style-type: none"> 監督当局は、今後の政策立案に役立てるため、今秋、ボランティア・ベースでのパイロット調査を行うことを検討している。
--	--

- 今後、市中協議で寄せられたコメントを踏まえ、PRAとFCAは、2022年の第1四半期により詳細な提案を市中協議に付し、その後、2022年の第3四半期に最終化する予定。

インプリケーション：ダイバーシティやインクルージョンにかかる情報の監督上の報告の義務化を検討している点は注目に値する。金融機関におけるダイバーシティやインクルージョンの進展を監督上の期待として表明することには大きな意義があると考えられる。他方で、監督当局への報告の義務化については、報告を受けた情報の利用の仕方などについて様々な意見があるものと推察される。

(出所) FCA ‘FCA, PRA and Bank of England set out plan to improve diversity and inclusion in regulated firms’

I: FSB、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議にレターを发出（7月7日）

- 金融安定理事会（FSB）は、7月9～10日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に宛てたレター（6月30日付）を公表した。主な内容は以下のとおり。

金融安定の観点からのCovid-19の教訓	<ul style="list-style-type: none"> グローバルの金融システムは、Covid-19によってもたらされた現実のストレス・テストに耐えた。迅速な政策対応は、重要な役割を果たし、また、2008年の金融危機以降の金融規制改革によって導入された規制枠組みは、概ね機能した。 Covid-19は、急速な技術の変化の中でレジリエンスを促進する必要性をあらためて明らかにした。Covid-19を受けて急速に進展しているデジタル金融サービスにおいては、国内外の外部委託先の利用度が高まっており、サイバー・リスクを含むオペレーショナル・レジリエンスが潜在的な課題となってきた。また、クロスボーダー決済の効率性の改善のための野心的なロードマップを策定することの重要性も浮き彫りにされた。
MMFsのレジリエンスの向上	<ul style="list-style-type: none"> Covid-19は、ノンバンク金融仲介（NBFI）セクターの一部における脆弱性を明らかにした。FSBは、MMFsのレジリエンスを強化するための政策提案を含む報告書を7月のG20会議に提出する。同報告書が指摘するように、突然で大量の償還の影響やそれに対応するための資産売却における課題など、MMFsは構造的な脆弱さに直面しており、当局はこれに対応する必要がある。
LIBOR移行の準備の最終化	<ul style="list-style-type: none"> 2021年末までに新指標への移行を完了することは極めて重要であり、FSBは、市場参加者に対し、直ちに対応することを強く求める。
気候関連の作業にかかるロードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> FSBは、気候関連の財務リスクに対応するための包括的なロードマップを作成しており、G20の採択を求める。基準設定主体や国際機関が対応する必要がある主要な政策分野は、開示、データ、脆弱性分析、規制・監督アプローチ、の4つ。 FSBは、気候関連データの利用可能性と、グローバルに比較可能で、質の高い、気候関連の開示の促進にフォーカスしてきている。今回のG20会議に提出する報告書に記載のとおり、既存のデータは限定的であり、それに対応するよう各国当局は協働しなければならない。開示についてはIFRS財団と証券監督者国際機構（IOSCO）がリー

	ドしているところ、その取組みは、各国がより先んじた取組みを行うことを妨げるものではない。
--	--

インプリケーション：外部委託にかかるリスク管理を含むオペレーショナル・レジリエンスの確保を課題の一つとして挙げている点は注目に値する。国内外の者に業務の一部を委託している日本の保険会社は少なからず存在すると思料されるところ、非保険、非財務のリスク管理を適切に管理できるような態勢を整備し、オペレーショナル・レジリエンスを確保することが重要であると考えられる。

(出所) FSB ‘FSB Chair’s letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: July 2021’

J: FSB、気候関連のロードマップを公表（7月7日）

- 金融安定理事会（FSB）が公表した気候関連のロードマップは、①個社レベルでの開示、②データ、③脆弱性分析、④規制・監督上のプラクティスとツール、の4つの分野をカバーしている。その概要は以下のとおり。

開示	<ul style="list-style-type: none"> • ゴールは、金融機関が、グローバルに一貫した、比較可能で、意思決定に有用な、気候関連の財務リスクに関する情報を開示すること。そのためには、国際基準の策定が重要となる。 • 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）において基準の策定が進展する中、FSBと他の機関は、TCFD提言をベースとした枠組みを用い、各国・地域の気候開示のイニシアティブにおいて一貫したアプローチが採られることを促す。 • ISSB基準が策定された後、証券監督者国際機構（IOSCO）はISSB基準の採択を検討する。採択する場合、IOSCOは、そのメンバーに対して同基準の使用の検討を促す。また、各金融セクターの基準設定主体は、同基準をベースに、自身の規制・監督上の開示要件をレビューすることが求められる。
データ	<ul style="list-style-type: none"> • ゴールは、気候関連の財務リスクをグローバルでモニタリングするための、包括的で、一貫した、比較可能なデータの基礎を構築すること。 • セクター間やクロスボーダーでの整合性の確保に特に焦点をあて、気候データ・ギャップに対応するための作業を行う。気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）、FSB、IMFなどの様々な国際機関のデータ・ギャップにかかる取組みは、緊密に連携する必要がある。 • 気候変動の状況や低炭素経済への移行などの情報を財務的な影響に変換することができる、現実の気候ターゲットとリンクする、フォワードルッキングな指標とターミロジを作成する。その取組みは、NGFS、IMF、FSBにおいて実施中もしくは計画されているところであり、2022年中には完了する予定。
脆弱性分析	<ul style="list-style-type: none"> • ゴールは、気候関連の財務的な脆弱性や金融安定への潜在的な影響をシステムティックに評価し、また、よりよく理解すること。 • グローバルな金融システムを通じた気候関連のショックの伝播やフィードバック・ループについての理解を高めること、脆弱性のモニタリングのための枠組みを開発すること、シナリオ分析をより深めること、が重要となる。これらの取組みは、気候関連の財務リスクの定期的なモニタリングや評価を全体的な財務リスクのモニタリングに統合する基盤となる。FSBは、気候関連のリスクをグロー

	バルな金融安定リスクの監視枠組みに統合する。
規制・監督上の実務とツール	<ul style="list-style-type: none"> ゴールは、気候関連のリスクに対応するための効果的な、また、有用で適切な場合には、一貫した規制・監督上のアプローチやツールを開発すること。 アプローチのセクター間やクロスボーダーでの比較可能性を高めるため、FSBは、それを支援する共通の原則や好事例を開発する。また、規制・監督の能力を開発するため、IMF、世銀、NGFS、OECDおよび各セクターの基準設定主体は、好事例や能力開発を支援する。

インプリケーション：FSBのリードにより、保険セクターにおけるこの分野の取組みも大きく進展することが期待される。

(出所) FSB 'FSB roadmap for addressing climate-related financial risks'

K: FSB、気候関連情報の開示に関する報告書を公表（7月7日）

- 金融安定理事会（FSB）が公表した気候関連情報の開示に関する報告書の主な内容は以下のとおり。
 - FSBが2021年前半に実施した、気候関連の開示の促進に関する金融監督当局のプラクティスにかかるサーベイの結果の概要は以下のとおり。
 - 多くの国において、気候関連の開示の実施が重視されている。大半の国は、金融機関および一般事業会社向けの要件やガイダンス、期待を定めているか、あるいは、定めることを予定している。それらの国では、TCFD提言が気候関連の開示の共通の基礎となっている。
 - 金融当局による気候開示に対するアプローチの開発は、多くの国において進展中の状況にある。それらのアプローチは区々であり、大きな違いの一つは、実施が義務的であるかそうでないかという点。
 - TCFD提言は、気候関連の財務情報の開示にフォーカスしているものの、いくつかの国は、気候変動を越えて、より広いサステナビリティに関する開示の枠組みに目を向けている。
 - 多くの国は、IFRS財団による取組みなど、気候に関する国際的な報告基準のグローバルに共通なベースラインの開発を強く支持している。
 - 同報告書において示されているガイダンスの概要は以下のとおり。
 - 金融当局は、気候関連の財務開示のために、金融・非金融セクター共通の、TCFD提言に基づく枠組みを、各国の規制や法令の要件に沿った形で利用することが奨励される。
 - 金融当局は、経験の共有を促進し、気候関連の開示の枠組みの実施にかかるクロスボーダーの相互支援を提供し、業界の認識、技術的な知識や能力の向上のための国際的な努力を加速させることが推奨される。
 - 金融当局は、全セクターの企業に対し、気候関連の開示に関する明確で一貫した期待やガイダンス、要件を提供するため、自国内で他の関係当局と調整を行うことが推奨される。
 - 国内の枠組みが財務報告における気候関連の開示を求めている場合、金融当局は、開示される情報について求められる保証の水準にかかる期待を定めることができる。

インプリケーション：開示情報の保証に関し、同報告書は、欧州のコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）案⁶は限

⁶ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 10, 2021年4月～5月）」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202105_ins_regulation.pdf

定的な保証を求める方向であると紹介する一方、多くの国において気候関連情報の保証は未だ求められていないと述べ、金融当局が保証の水準にかかる期待を定めるとしている点は言及に値する。

(出所) FSB 'Report on promoting climate-related disclosures'

L: EIOPA、気候変動の観点からの損保の引受にかかるレポートを公表（7月8日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2020年12月に市中協議に付したディスカッション・ペーパー⁷を、「気候変動の観点からの損保の引受とプライシングにかかるレポート」として最終化した。主な内容は以下のとおり。
 - 「損保の多くは1年契約であることから、保険料を毎年見直すことができ、したがって、気候変動の影響は段階的に保険料に反映されることとなるため、損害保険会社の多くは気候関連のリスクをプライシングにおいて勘案していない」というのが一般的な慣行であった。他方で、過去の事例は、保険料を段階的に調整していくことは常に可能である訳ではないことを示している。保険会社は、大規模な災害が生じると、保険料を大幅に引き上げ、免責条項を付加し、あるいは、保険契約の更新を拒否し、その結果、保険の利用可能性（availability）や購買可能性（affordability）の問題が生じている。
 - 気候変動は、保険引受や保険のプライシングに様々な観点から影響を与える。保険料を毎年見直すことは可能ではあるものの、保険料の通増が継続すると保険料が高額になりすぎる、あるいは、保険の引受停止につながるといった意図せぬ結果をもたらし得る。これらに対応しなければ、保険による補償は低減し、プロテクション・ギャップが拡大することとなる。
 - EIOPAは、インパクト引受の概念において、気候変動に起因する課題や機会を整理することを目指している。その他、EUタクソミーや「ネットゼロ・アンダーライティング・アライアンス」のメンバー会社によるネットゼロの引受目標に向けたコミットメントも、気候レジリエントな引受を促すものとなる。なお、インパクト引受は、以下のように定義できる。
 - 保険会社は、リスク・マネジャーおよび保険引受者として、保険数理のリスク・ベース原則に則りつつ、データ、専門性、リスク評価能力を活用してリスク・ベースのプライシングや契約条項を提示することで、保険契約者に付保リスクを低減するようなインセンティブを与え、その結果、気候変動への適応や気候変動リスクの低減に貢献することができる。保険会社は、また、保険引受戦略において、気候変動への適応や気候変動リスクの低減に貢献する施策を検討することもできる。
 - インパクト引受のオプションは、①リスク・ベースのプライシングや契約条項を通じた、気候変動への適応や気候変動リスクの低減への貢献、②長期保険の検討、③気候変動に対応する商品やサービスの提供、の3つ。これらのオプションの検討に際しては、(a) ミクロとマクロへの影響、(b) グリーンウォッシング、(c) 金融排除（financial exclusion）、(d) 保険契約者に対する追加的コスト、(e) ビッグ・データ、などを勘案する必要がある。
 - リスク・ベースのプライシングは、理屈では容易であるものの、保険料の設定にかかる規制が存在すること、保険料がバンドリングしたリスクに対して設定されること、リスクの高低を均して保険料が設定されること、などから、実際にはそれほど容易ではない。保険料の設定における「リスクの予防策」の勘案など、リスク・ベースのプライシングには追加的な情報、すなわち、追加的なコストがかかるため、現状では一般的ではないものの、取り組んでいる保険会社もある。例えば、付保リスクの評価は保険数理のみに基づいて行い、他方で、気候変動の要素に対して調整を加えることにより、技術的なプライシングと引受方針を区別することも一案となり得る。

⁷ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 5, 2020年11月～12月）」記事Rを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202012_ins_regulation.pdf

- 長期の損害保険は、保険会社から柔軟性を奪い、また、不確実性を高め得るほか、保険契約者にとっては、メリットもあるものの、保険料が高く設定され得るというデメリットがある。気候変動に対応するための手段として長期の損害保険を利用するためには、ソルベンシーIIにおける解約および失効の要件の再検討など、規制上の対応が必要であると考えられる。
 - 気候変動に対応する商品やサービスについて、保険会社に対して、引受がサステナブルな要素に与える影響を勘案するよう求めることは有意である。実際、保険会社は、気候に配慮した保険など、様々な商品やサービスを提供している。
- インパクト引受は、保険会社が気候変動に適応するための機会となり得る。また、保険契約者に対して気候変動リスクに対する予防的措置を講じ、カーボン・フットプリントを低減するように動機づけることで、気候関連のリスクに対する保険会社自身のリスクを低減することができる。他方で、インパクト引受は、例えば、プロテクション・ギャップの拡大やグリーンウォッシングにつながらないよう、慎重に設計される必要がある。
 - EIOPAは、今後、健全性と商品設計の観点から、気候変動への適応に焦点をあて、インパクト引受を促進するための具体的な分野を特定する。また、EIOPAは、気候変動への適応に関連する保険商品についてソルベンシー規制の第一の柱で異なる取扱いをすることの潜在的な適切性を分析し、長期の損保契約の可能性について検討し、加えて、インパクト引受の概念を商品設計の要件に取り込むことについて検討する。

インプリケーション：インパクト引受のメリット、デメリットや実践のオプションについて、バランスがとれた形で整理されているレポートであると考えられる。インパクト引受をソルベンシー規制の中でどのように取り扱うのか、EIOPAによる今後の検討は注目に値する。

(出所) EIOPA 'Report on non-life underwriting and pricing in light of climate change'

M: 英 PRA、ソルベンシーII の報告規制の改正案を公表（7月8日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、10月19日を期限として、ソルベンシーIIの報告規制の改正案を市中協議に付した。主な内容は以下の通り。
 - PRAは、ソルベンシーIIの報告と開示にかかる規制の変更を、2つのフェーズに分けて行うことを予定している。最初のフェーズ（＝本改正案）は、保険会社がPRAに報告する財務情報の量を減らすことを主たる目的とする。それらの実施は比較的容易であり、また、オペレーションへの影響も小さいものと考えられる。次のフェーズは、報告と開示の枠組みを構成するすべての要素について深度のあるレビューを行うもので、2021年後半に実施することを予定している。
 - PRAは、「課される負担は、それによって得られる利益と比例的であるべき」という原則に基づき、PRAのリソースを最も効率的かつ経済的に利用する必要性なども勘案し、報告要件の見直しを検討した。主な提案は以下のとおり。
 - ソルベンシーII定量報告テンプレート（QRTs）のうち、監督上の利用価値が低いものを廃止。
 - 最低資本要件（MCR）の報告頻度を四半期から半期に変更。多くの保険会社のMCRは比較的安定しており、MCRの詳細な計算の報告の頻度を半期とすることは、監督上のレビューのニーズとより整合的である。ただし、MCRへの抵触が予見される、もしくは、生じている場合はこの限りではない。
 - 四半期報告の免除の範囲の拡大。Category 4およびCategory 5の（小規模な）保険会社に加え、相当数の保険契約者の利益を害する可能性が低いCategory 3の保険会社についても、同意をもとに、四半期報告

を免除する。

インプリケーション：プロポーシナリティ原則の適用のアプローチを明確にすることは、監督の透明性の向上にもつながると考えられ、その意味で、このような取組みが各国において様々な分野で進展することが期待される。

(出所) PRA 'CP11/21 – Review of Solvency II: Reporting (Phase 1)'

N: EIOPA、保険会社による再保険の利用に関する意見を表明（7月12日）

■ 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、保険会社によるリスク低減手法に関する意見を表明した。主な内容は以下のとおり。

➤ 背景

- 再保険などのリスク低減手法は、保険会社が自社の戦略やキャパシティに従って自らのリスクを管理するための効果的なツールである。ソルベンシーII指令が施行されて以降、新たな再保険スキームが現れ、あるいは、当時は一般的ではなかったスキームが普及し始めた。それらのスキームのいくつかは、複雑であるか、あるいは、標準フォーミュラによる較正と何らかの相互関係を持っている。
- 本意見は、リスク低減手法の監督のコンバージェンスを確保するために行うもの。リスク低減手法を用いて資本を軽減する場合には、それに見合ったリスクが移転されていることが前提となる。
- リスク低減手法は、損保では、保険料および準備金リスク、巨大災害リスクに、生保では、解約・失効リスク、長寿リスク、費用リスクなどに影響を及ぼし、結果として、SCRの水準に影響する。

➤ 提言1：SCRとリスク移転の整合性

- 移転されるリスクの程度と見合っていないSCRの削減や、リスク低減手法の利用によって生じる新たなリスクをSCRにおいて適切に取り扱わないことによって計算されたSCRの水準が、本来あるべきSCRの水準と大きく乖離する場合には、保険会社は、リスク低減手法がリスクの効果的な移転を提供していないと考えるべき。
- 保険数理機能は、再保険取引の適切性について意見を表明するというソルベンシーII指令で規定されている責務の一環として、重要な再保険取引を評価し、意見を表明し、その評価を文書化しなければならない。また、それは、保険数理機能の年次報告において、ボードに報告されなければならない。

➤ 提言2：リスク管理体制

- 保険会社は、リスク低減手法の利用によって移転されたリスクを、総体的な視点から分析し、評価しなければならない。それには、リスク低減手法の考慮前と後における保険会社のリスク・プロファイルの分析を含み、特に、引受リスク、カウンターパーティ・デフォルト・リスク、ベースス・リスク、集中リスクに留意する。その分析は、ORSAに盛り込まれなければならない。
- 保険会社は、リスク低減手法などのすべての要素を勘案した上で、標準フォーミュラが自身のリスク・プロファイルに対して適切であることを証明できる必要がある。
- 保険会社は、監督当局の要請に応じ、リスク低減手法や関連する契約の技術的な詳細、他の既存の、もしくは、新たに締結された（付随的な）契約との関係や組合せに関する詳細な情報を提供すべき。

➤ 提言3：監督上の関与

- 監督当局は、通常の監督において保険会社と対話すべき。そのような対話は、監督当局が保険会社の再保険戦略や再保険契約のソルベンシー・ポジションへの影響を理解できるよう、再保険契約の締結の前の段階から開始されるべき。

インプリケーション：再保険の利用によるリスク移転は、保険会社の健全性の監督上、非常に重要な論点の一つである。その意味で、今般EIOPAが打ち出した方針は、例えば、①再保険の利用によるリスク移転の分析を取締役会がサインオフするORSAレポートに盛り込むことを求めていること、②再保険契約の締結前に監督当局との対話を求めていること、③再保険取引の詳細に関する情報を監督当局に提出することを求めていること、など、非常に有意義なものであると言える。

（出所）EIOPA ‘Opinion on the use of risk mitigation techniques by insurance undertakings’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

金融サービス

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸 / Masayuki Kobayashi (記事E)

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTL および DTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 6691.26 / ISO 27001